

厚生労働大臣が定める掲示事項等

I. 診療報酬の算定方法について

…入院医療費の計算方法について

II. 医療機関別係数について

…基礎係数・機能評価係数 I. II ・救急補正係数について

III. 明細書の発行状況に関する事項について

…明細書発行についてのお知らせ

IV. 選定療養・保険外併用療養費について

…保険適応外でご負担して頂くものについて

…入院時選定療養費について

V. 食事療養・生活療養

…入院時の食事に関して

VI. 届出た事項に関する事項について

…届出に関する事項

…手術件数に関する事項

VII. 敷地内全面禁煙(健康増進法第25条)

…全面禁煙についての案内

入院医療費の計算方法が変わりました

当院では、2008 年 4 月 1 日より

「DPC 診断群分類包括評価制度」

に基づいた入院医療費の計算方法に切り替わりました。

● DPC とは？

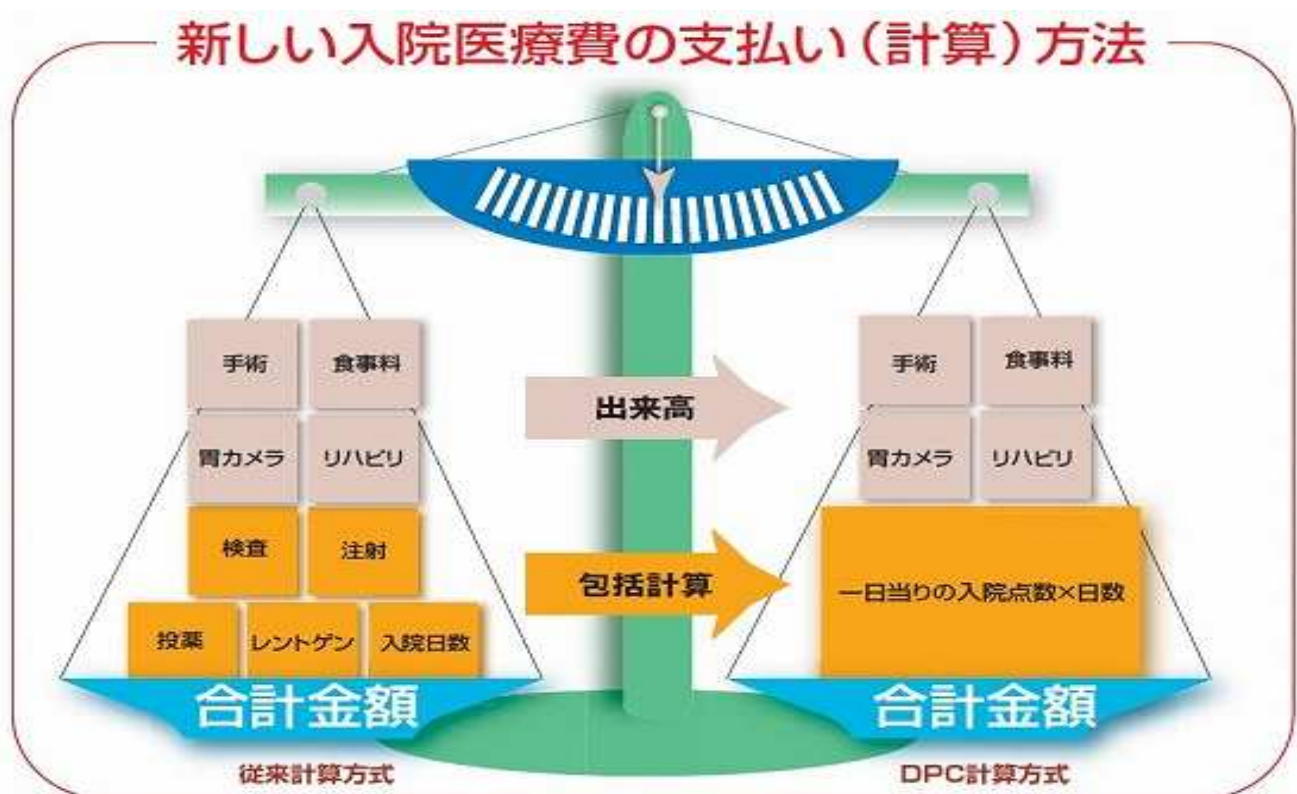
「DPC 診断群分類包括評価制度」（以下、DPC）は、入院された患者様の病名に従って 1 日あたりの入院医療費を定額で計算する計算方法です。DPC は医療費の適正化と医療内容の標準化・透明化を推進するために導入された制度で、一定の基準を満たした病院で実施が認められています。

● 今までとどこが違うの？

今までは病名に関係なく、1 つ 1 つの医療行為に対して医療費が計算される出来高払いという計算方法でしたが、DPC は診断群分類すなわち病名によってあらかじめ医療費が決められています。ただし、手術や一部の処置などについては今まで通りの計算方法で別途お支払い頂きます。また、入院途中で医師が病名を変更した場合、あらかじめ決められていた入院費用が変更になる場合があります。

DPC とは、診断と処置の組み合わせという意味です。

新しい入院医療費の支払い（計算）方法



● 入院された患者様すべてが DPC 対象となるの？

病名が包括対象となる診断群分類のいずれかにあてはまる場合に DPC による計算方法で医療費を計算します。また、1 回の入院では、この分類は 1 つだけに決まることとなっています。

なお、自動車損害賠償責任保険（自賠責）、労働災害保険（労災）、自費診療の方は対象外となります。

● 入院費はどうなるの？

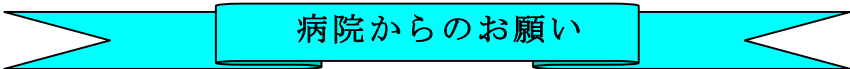
病名によって異なりますが、DPC は厚生労働省が全国の主だった医療機関から収集したデータに基づいて作成されていますので、入院費用は今までとほとんど変わらないように設定されています。

● 医療費の支払い方法はどう変わるの？

DPC による計算方法で医療費を計算する場合（上記「入院された患者様すべてが DPC 対象となるの？」参照）に関しては、ひと月単位で請求書をお配りします。（翌月 10 日頃の定期請求）また、退院の際は退院日の請求となります。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって診断群分類が変更になった場合は請求額が変動することになりますので、退院時等に前月までの支払額との差額を調整することになります。

● 高額療養費（医療費）の扱いはどうなりますか？

高額療養費（医療費）の取扱いは従来と変わりません。



病院からのお願い

【入院中に他の病気の治療を希望される場合】

DPC は、ひとつの病名（診断群分類）に対して入院診療を行うことを前提とした制度です。そのため、緊急を要しないほかの病気の治療を希望された場合は、退院後にお願いすることがありますのでご了承ください。

詳細は 1 階事務所までお問い合わせください。

社会医療法人渡邊高記念会 西宮渡辺心臓脳・血管センター
〒662-0911 西宮市池田町 3-25 （代表）0798-36-1880

平成 27 年 4 月
一部改訂 病院長

2025年度DPC医療機関別係数

当院における2025年度医療機関別係数は下記の合算により
1.4914で計算しております。

基礎係数	
DPC標準病院群	1.0451

機能評価係数 I	
急性期一般入院料1	0.1034
診療録管理体制加算1	0.0042
医師事務作業補助体制加算1（15対1）	0.0369
25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）	0.0587
夜間50対1急性期看護補助体制加算	0.0293
看護職員夜間配置加算（1のイ 看護職員夜間12対1配置加算1）	0.0269
地域加算3	0.0051
医療安全対策加算1	0.0029
医療安全対策地域連携加算1	0.0017
感染対策向上加算1	0.0245
指導強化加算	0.0010
抗菌薬適正使用体制加算	0.0002
後発医薬品使用体制加算1	0.0026
病棟薬剤業務実施加算1	0.0076
データ提出加算2 許可病床数が200床未満の病院の場合	0.0078
地域医療体制確保加算	0.0214
検体検査管理加算（IV）	0.0130
	0.3472

機能評価係数 II	
効率性係数	0.01531
複雑性係数	0.01920
カバー率係数	0.00824
地域医療係数	0.01567
	0.0584

救急補正係数	
	0.0407



2025年6月

施設基準管理番号：200-25-7001-3

社会医療法人 渡邊高記念会

西宮渡辺心臓脳・血管センター

施設基準揭示管理番号:200-23-7001-02

明細書発行についてのお知らせ

当院では、平成22年4月1日より医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には使用した薬剤や検査の名称など、診療内容に関する「個人情報」が記載されていますので、お取り扱いには十分にご注意いただきますようお願い致します。

ご家族の方が代理で会計を行う場合のその方への交付も含め明細書の交付を希望しない場合は事前に申し出てください。

なお、明細書の発行に若干時間がかかる場合もあります。また、紛失等による再発行は1枚550円いただきますのであらかじめご了承ください。

明細書の発行を希望されない方は
会計窓口にてお申し出ください

患者様に保険適応外でご負担いただくもの

入院時、療養費以外に下記サービスに係る費用は患者様負担となります。

保険外併用療養費		単位	金額(税込)
室料	【個室A】 トイレあり、冷蔵庫あり、ユニットバスあり (301, 313号室)	1日につき	27,500 円
	【個室B】 トイレあり、冷蔵庫あり、シャワーあり (401号室)	1日につき	19,800 円
	【個室C】 トイレあり、冷蔵庫あり、ソファあり (402号室)	1日につき	16,500 円
	【個室D】 トイレあり、冷蔵庫あり (302, 303, 305, 306, 307, 308, 322, 323, 325, 326号室) (410, 411, 412, 413, 415, 416号室)	1日につき	11,000 円
	【個室E】 (重症室) (315, 316, 317号室)	1日につき	6,600 円
	【2人部屋】 2名共用のトイレあり、冷蔵庫あり (327号室)	1日につき	6,600 円
	【4人部屋】 冷蔵庫あり (403, 405号室)	1日につき	3,300 円
療養費以外に係る費用		単位	金額(税込)
文書	受領証明書	1枚につき	2,200 円
	通院証明書	1枚につき	2,200 円
	おむつ証明書	1枚につき	2,200 円
	診断書(当院書式)	1枚につき	3,300 円
	診断書(保険会社書式)	1枚につき	4,400 円
	入院証明書(保険会社書式)	1枚につき	4,400 円
	死亡診断書	1枚につき	4,400 円
	国民年金厚生年金保険診断書	1枚につき	6,600 円
	成年後見用診断書	1枚につき	6,600 円
	身体障害者診断書・意見書	1枚につき	6,600円、12,100円
	自動車損害賠償責任保険後遺症診断書	1枚につき	12,100 円
自費	CD-R作成料	1枚につき	3,300 円
	DVD作成料	1枚につき	5,500 円
	心臓リハビリテーション手帳	1冊につき	110 円
	診察券再発行料	1枚につき	110 円
	明細書再発行料	1枚につき	550 円
	明細書再発行料	1日につき	385 円
	診療録開示基本料	1回につき	5,500 円
	診療録等の写し	1枚につき	55 円

※病衣と日用品のセットレンタルにつきましては別紙をご参照下さい。

入院期間が180日を超える患者さまへ

入院選定療養費について

厚生労働大臣が定めるところにより、同一疾病又は負傷による入院期間が延べ180日（他病院を含む）を超えますと入院料の一部が保険給付されなくなり特別料金として患者様の自己負担として徴収することができることになりました。

これにより当院では1日につき2,720円を請求させていただくことになりますので、ご了承ください。

ご不明な点については、お気軽に 5階 入退院支援センター までお問い合わせ下さい。

入院時の食事に関して

当院は入院時食事療養（Ⅰ）に関する届出を行っており、それに基づいて入院患者さまの食事を提供しております。

この入院時食事療養（Ⅰ）による食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供するものです。

施設基準一覧表（基本診療料）

地方厚生局に届け出た項目は以下の通りです。2025年10月1日

(項目名)	(受理番号)
医療DX推進体制整備加算	(医療DX) 第1043号
一般病棟入院基本料 (急性期一般入院料1)	(一般入院) 第291号
救急医療管理加算	(救急医療) 第96号
超急性期脳卒中加算	(超急性期) 第49号
診療録管理体制加算1	(診療録1) 第30号
医師事務作業補助体制加算1 (15対1補助体制加算)	(事補1) 第36号
急性期看護補助体制加算 (看護補助体制充実加算、25対1 (看護補助者5割以上)、夜間50対1)	(急性看護) 第43号
看護職員夜間配置加算 12対1配置加算1	(看護夜配) 第133号
重症者等療養環境特別加算	(重) 第228号
精神科リエゾンチーム加算	(精リエ) 第27号
リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	(リハ栄養) 第4号
栄養サポートチーム加算	(栄養チ) 第176号
医療安全対策加算1 (医療安全対策地域連携加算1)	(医療安全1) 第506号
感染対策向上加算1 (指導強化加算・抗菌薬使用体制加算)	(感染対策1) 第13号
患者サポート体制充実加算	(患サポ) 第31号
重症患者初期支援充実加算	(重症初期) 第27号
報告書管理体制加算	(報告管理) 第42号
後発医薬品使用体制加算1	(後発使1) 第43号
病棟薬剤業務実施加算1	(病棟薬1) 第41号
病棟薬剤業務実施加算2	(病棟薬2) 第6号
データ提出加算 (データ提出加算2、ロ (医療法上の許可病床数が200床未満))	(データ提) 第32号
入退院支援加算 (入退院支援加算1、入院時支援加算、地域連携診療計画加算、総合機能評価加算)	(入退支) 第205号
認知症ケア加算 (認知症ケア加算1)	(認知ケア) 第246号
せん妄ハイリスク患者ケア加算	(せん妄ケア) 第55号
精神疾患診療体制加算	(精疾診) 第23号
排尿自立支援加算	(排尿支) 第101号
地域医療体制確保加算	(地医確保) 第57号
特定集中治療室管理料1 (早期離床・リハビリテーション加算、早期栄養介入管理加算)	(集1) 第9号
ハイケアユニット入院医療管理料1 (早期離床・リハビリテーション加算)	(ハイケア1) 第36号

その他の届出

(項目名)	(受理番号)
入院時食事療養/生活療養 (I)	(食) 第291号
酸素の購入単価	(酸素) 第84091号



施設基準一覧表（特掲診療料）

地方厚生局に届け出た項目は以下の通りです。

2025年10月1日

（項目名）	（受理番号）
心臓ペースメーカー指導管理料の「注5」に規定する遠隔モニタリング加算	（遠隔ベ）第17号
糖尿病合併症管理料	（糖管）第221号
下肢創傷処置管理料	（下創管）第45号
院内トリアージ実施料	（トリ）第11号
夜間休日救急搬送医学管理料の「注3」に規定する救急搬送看護体制加算（救急搬送看護体制加算1）	（救搬看護体）第73号
開放型病院共同指導料	（開）第86号
外来排尿自立指導料	（外排自）第95号
薬剤管理指導料	（薬）第392号
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料（検査・画像情報提供加算）	（電情）第179号
医療機器安全管理料1	（機安1）第36号
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	（在医総管）第1969号
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の「注2」に規定する遠隔モニタリング加算	（遠隔持陽）第57号
遺伝学的検査注1に規定する施設基準	（遺伝検1）第11号
検体検査管理加算（Ⅳ）	（検Ⅳ）第73号
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	（歩行）第13号
ヘッドアップティルト試験	（ヘッド）第82号
画像診断管理加算2	（画2）第117号
CT撮影及びMRI撮影（64列以上のマルチスライスCT、MRI（1.5テスラ以上3テスラ未満）、MRI（3テスラ以上））	（C・M）第656号
冠動脈CT撮影加算	（冠動C）第25号
心臓MRI撮影加算	（心臓M）第26号
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算）	（心Ⅰ）第7号
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（初期加算）	（脳Ⅰ）第379号
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	（運Ⅱ）第520418号
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	（呼Ⅰ）第278号
通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算	（児春支）第7号
医科点数表第2章第9部処置の通則5に掲げる処置の休日加算1	（医処休）第5号
医科点数表第2章第9部処置の通則5に掲げる処置の休日加算1	（医処外）第5号
医科点数表第2章第9部処置の通則5に掲げる処置の休日加算1	（医処深）第6号
静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	（静圧）第3号
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	（脊刺）第70号
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	（経特）第15号
胸腔鏡下弁形成術	（胸腔弁形）第10号
胸腔鏡下弁置換術	（胸腔下置）第10号
経カテーテル大動脈弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）	（カ大弁置）第11号
不整脈手術（左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの））	（不整胸腔）第10号
不整脈手術（左心耳閉鎖術（経カテーテル手術によるもの））	（不整経力）第9号
経皮的中隔心筋焼灼術	（経中）第21号
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	（ベ）第158号
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）	（ベリ）第10号
両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）	（両ベ心）第7号
両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）	（両ベ静）第14号
植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）	（除心）第3号
植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極除去術	（除静）第18号
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）	（両除心）第3号
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）	（両除静）第15号
大動脈バルーンパンピング法（IABP法）	（大）第73号
経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）	（経循環補）第8号
経皮的下肢動脈形成術	（経下肢動）第13号
内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術	（内下不切）第3号
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1	（医手休）第6号
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1	（医手外）第6号
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1	（医手深）第6号
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術	（胃瘻造）第179号
輸血管理料Ⅱ	（輸血Ⅱ）第163号
麻酔管理料（Ⅰ）	（麻管Ⅰ）第129062号
看護職員処遇改善評価料71	（看護処遇）第7号
外来在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	（外在ベⅠ）第146号
入院ベースアップ評価料（103）	（入ベ103）第4号

届出等に関する事項

※届出内容一覧については別途参照

●入院基本料に関する事項

急性期一般入院料1：当院の一般病棟では、（日勤、夜勤あわせて）入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。

●医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴や薬剤情報・特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

●医療DX推進体制整備加算

当院は医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室において、閲覧又は活用できる体制を有しています。

●後発医薬品使用体制加算

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

当院の採用医薬品はジェネリック医薬品に切り替えております。

入院の患者さまは持参された薬剤から薬品名・形状が変わることがありますのでご了承ください。

医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整備しています。

医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。

また、変更する場合には十分に説明いたします。

●院内トリアージ実施料

- ・当院では院内トリアージを実施しております。
- ・トリアージとは、診察前に専門知識を有した看護師が症状をうかがい患者さまの緊急度・重症度を判断し、より早期にケアを有する患者さまから優先して診療する方法です。
- ・場合によっては診察の順番が前後することがありますが、ご理解をお願いいたします。

●一般名処方加算

- ・当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- ・一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。
- ・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ・後発医薬品があるお薬については説明の上、一般名処方を行う場合がございます。
- ・また、長期収載品（既に特許が切れている先発医薬品）を患者さんがご希望の場合は、選定療養となることを説明の上、処方する場合がございます。

●生活習慣病管理料Ⅰ・Ⅱ

- ・当院では患者の状態に応じて、28日以上長期処方を行うことへの対応が可能です。



当院において2024年1月1日～12月31日の期間に行われた手術（医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6に含まれるもの）の件数は下記のとおりです。

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	18
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	421

2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等(脳血管内手術)	8
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植手術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術		手術の件数
		50

5. その他の区分に分類される手術		手術の件数
ア	人工関節置換術	0
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	81
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む） 及び 体外循環を要する手術	58
オ	経皮的冠動脈形成術 （1）急性心筋梗塞に対するもの （2）不安定狭心症に対するもの （3）その他のもの	501
	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	
	経皮的冠動脈粥腫切除術	
	経皮的冠動脈ステント留置術 （1）急性心筋梗塞に対するもの （2）不安定狭心症に対するもの （3）その他のもの	



敷地内全面禁煙

病院は地域の方々の健康をサポートする社会的使命を持っています。患者さまのみならずご家族、面会者、職員を含む全ての方々の受動喫煙を防止する観点から、

敷地内全面禁煙となっております。

入院患者さまにおかれましては、

タバコ及びライター等の持ち込みもできません。

ご協力よろしくお願い致します。

敷地内とは、病院建物内・病院玄関前・病院駐車場などを含め、病院敷地内全域を指します。

皆様のご理解とご協力をお願い致します。



西宮渡辺心臓脳・血管センター
施設基準掲示管理番号:200-24-7000-2